

厚岸町規則第24号

厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町会計年度任用職員に関する規則（令和2年厚岸町規則第6号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項を次のように改める。

- 2 前項の病気休暇の有給及び無休の区分は、次のとおりとする。
 - (1) 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合の病気休暇 有給
 - (2) 次のア及びイに掲げる会計年度任用職員が取得する病気休暇 1年度において、次の表に掲げる区分に応じた期間を有給とし、それを超える期間を無給とする。
 - ア 次のイ及び次号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員で、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）
 - イ 任期の満了により退職した後に翌年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から6月以上継続勤務する会計年度任用職員任期（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）

区分		有給の病気休暇の日数
1 週間あたりの所定勤務時間が29時間以上		10日
1 週間あたりの所定勤務時間が29時間未満	1 週間あたりの所定勤務日が5日以上又は1年間あたりの所定勤務日が217日以上	10日
	1 週間あたりの所定勤務日が4日又は1年間あたりの所定勤務日が169日以上217日未満	7日
	1 週間あたりの所定勤務日が3日又は1年間あたりの所定勤務日が121日以上169日未満	5日
	1 週間あたりの所定勤務日が2日又は1年間あたりの所定勤務日が73日以上121日未満	3日
	1 週間あたりの所定勤務日が1日又は1年間あたりの所定勤務日が48日以上73日未満	1日

(3) 前号イに掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員で、任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたこと又は任期が更新されたことにより、当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までの期間（以下この号において「継続期間」という。）が6月以上となる会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が取得する病気休暇 継続期間をその者の任期として前号アの会計年度任用職員に該当するものとした場合に、前号の規定により得られる期間（当該年度において取得した有給の病気休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数）を有給とし、それを超える期間を無給とする。

(4) 前3号以外の病気休暇 無給

第34条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

- 3 病気休暇の取得期間の単位については、勤務時間規則第18条第6項の規定による。
- 4 第2項第2号及び第3号における有給の病気休暇の残期間の計算について、1時間又は1分を単位として取得した病気休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に15分未満の端数を生じたときは、これを15分に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。

第35条の表有給の部9出生サポート休暇の項、10配偶者出産の休暇の項及び12育児参加のための休暇の項中「6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員に限るものとし、」を削り、同表無給の部16子の看護休暇の項を次のように改める。

16 子の看護等 休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、その子に疾病の予防を図るために行う予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係	1の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	1日、1時間又は15分
----------------	--	--	-------------

	る行事のうち町長が定めるものへの参加をすること。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合	
--	--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。